

研修認定薬剤師数が10万人を突破

生涯学習支援のための新規方策を実施へ



公益社団法人 日本薬剤師研修センター
理事長
豊島 聡 氏

平成28年度の調剤報酬改定で、かかりつけ薬剤師に関する要件の一つに「研修認定薬剤師等の取得」が入ったことを一つの要因とし、研修認定資格取得を目指す薬局薬剤師が激増している。現在、25団体が認証団体として認められているが、最も認定薬剤師数が多いのが公益財団法人日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師制度」。平成29年度末には新規認定の研修認定薬剤師数含めて約10万人に達した。

同研修センターでは、こうした状況から今後の対応を検討し、新たな支援方策を実施することを発表した。同研修センターの理事長、豊島聡氏にお話を伺った。

研修認定薬剤師数増加に伴い 新たな支援方策を実施

公益財団法人日本薬剤師研修センターは、優れた薬学的ケアを行うことのできる薬剤師を求める社会的要請に応えるため、薬剤師の生涯学習

を支援し、推進することを目的とし、1989年に当時の厚生省薬務局の認可を得て設立。全国のあらゆる職域の薬剤師を対象に、研修成果を記録し、それを客観的に認定するため「研修認定薬剤師制度」を発足させた。これは、全職域の薬剤師の方々が自

らの責任で、薬剤師免許を持つにふさわしい資質を維持するための生涯研修をバックアップし、その成果を客観的に認定するものだ。

かかりつけ薬剤師となる要件の一つに、研修認定を取得することが入り、平成28年度より認定申請が一気に急増。平成29年度末には、研修認定薬剤師数は約10万人に達した。(図1、2)

豊島氏は「生涯学習により薬剤師職能を高めていこうとする薬剤師の増加を意味し、大変喜ばしいこと」とした上で、生涯学習の成果が十分でない、あるいは科学の進歩や新薬への対応などを十分に行えず、地域包括ケアの中で健康サポート薬局・かかりつけ薬局の薬剤師としての役割を十分に果たせない時には、国民の期待を裏切ることになると危惧している。そこで、同センターでは新たな支援方策を実施することとした。

研修認定申請時に 「自己診断表」提出義務化

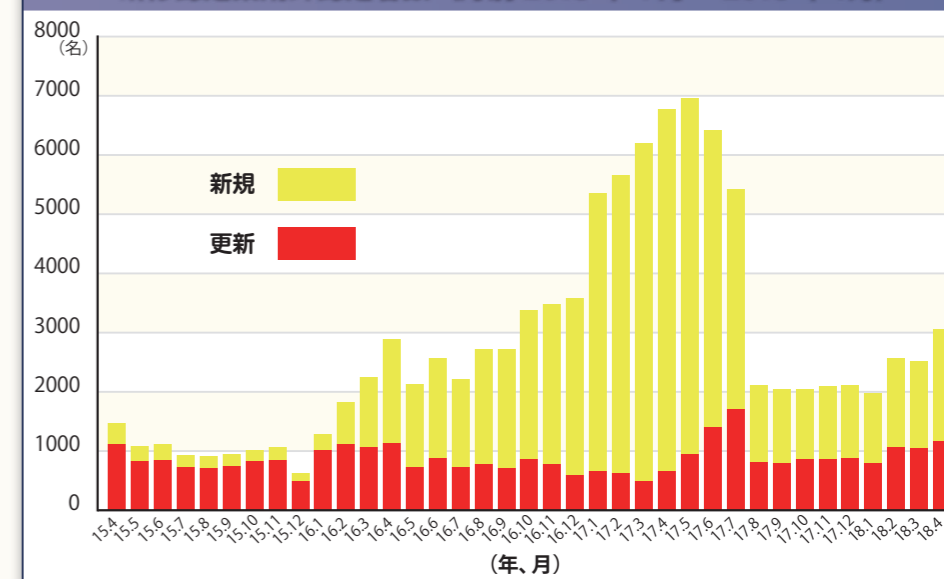
豊島氏は、「薬剤師は、研修会に参加するなどして生涯学習を続け研鑽を積むことが必須ですが、ただ受動的に学習すれば良いわけではありません。まずはジェネラリストとしての研鑽を積み、その後、地域により異なる必要とされる項目を学習することになります。学習成果については、質の保証も必要です。そして、日本の薬剤師免許は更新制ではなく、研修も義務化されていませんので、学習の質保証は自己で律して行わねばなりません。すなわち、かかりつけ薬剤師として十分な能力を養い、職能を果たして行くためには自ら学習すべき内容を選択し、学習した内容を整理確認することにより、学習成果を向上させるための自己診断が必須なのです」と話す。

同センターの研修手帳には「自己診断表(薬剤師生涯学習の指標項目)」があり、その使用を推進してきた。しかし、残念ながら多くの薬剤師が認知していない、または使用していないのが現状であった。そこで、今回、新たな支援方策として来年度より研修認定の申請時に自己診断表の提出を義務づけることを決定した。(今年度は経過措置として随意提出)

自己診断表提出義務化の実施にあたり、同センターでは薬剤師が学習すべき項目を見直した。今年4月、自己診断表の指標項目をリニューアルし、ホームページ上に掲載した。(図3)

新たな自己診断表は、各項目について業務上の必要度(A)、現状達成度(B)を数値化し、1~10点で記入。A-Bの値が大きい場合は重点的に学習が必要となる。これらの項目には研修会への出席により学習成

研修認定薬剤師認定者数(月別 2015年4月~2018年4月) 図2



果が得られるものだけでなく、コミュニケーション技術など日々の業務の中で学習すべきものも含まれている。

「毎年、自分の足跡を確認し、更新の申請時に3年間どのぐらいしっかり学習したかという記録を出すことの意義を皆さんに考えていただきたいと思っています。しかし、この自己診断表は、内容により認定の可否を判断するものではありません。従って甘い自己評価をする意味は全くないのです。甘い自己評価により自己研鑽を怠れば、薬剤師職能を十分果たすことができず、患者さんからの信頼を失う結果になるでしょう」と豊島氏は警鐘を鳴らす。

また、この自己診断表を匿名化した上で集計し、データ化ができれば、全国・地域毎に必要なとされている研修内容を分析することができるため、利用価値はとて高いと考えている。

参加者名簿の提出義務化と 単位認定のシステム化

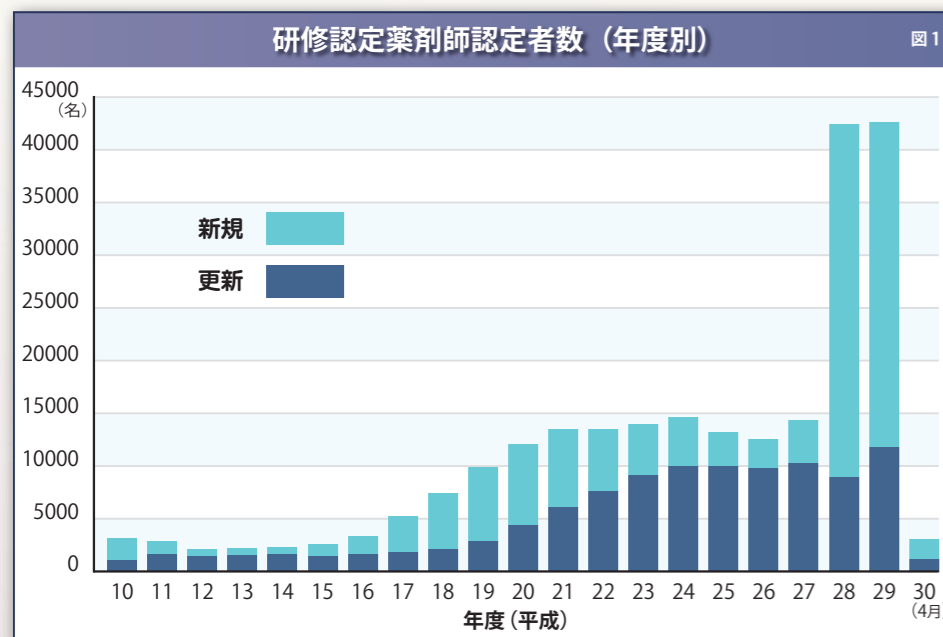
もうひとつの支援方策は、日本薬剤師研修センター(JPEC)登録研修実施機関(約2000)への研修会(約16,000)参加者名簿の提出義務化

と単位認定のITを利用したシステム化だ。迅速な認定証の発行と各研修会への出席の確認を目的としている。

平成28、29年度に急激に増加した認定申請がなされた時、同センターでは対処策として派遣社員を多く雇用し対応した。また、認定証の作成までには約2ヶ月を要するため、認定証が決まった段階で送付される通知の提出により、かかりつけ薬剤師の要件として充足することを厚労省が認めたことで、以前と同様のタイムクロックで認定することができるようになった。

しかし、今後も生じる可能性のある申請時の混雑を避けるため、薬剤師が申請する単位を研修センターに集約することができるシステムを構築することにしたのだ。

「研修センター自前の研修会及び自己学習についてはすでに集約できているので、まずは研修センター登録研修実施機関が実施する研修会による取得単位を確認するため、研修会参加者名簿の提出をお願いする予定です。なお、本年度は移行期間として名簿提出の義務化は来年度スタートといたします。また、システム構築・稼働には時間が必要なので、しば



らくはシールと並列して実施することになると思います」。

患者さんから信頼される 薬剤師になるために

現在、薬局はかかりつけ薬局として薬の一元管理・在宅医療の支援等により、地域の健康づくりのサポートを行なう場となることが期待されている。医薬品の適正使用、健康づくりのサポートには薬剤師がその職能を十分発揮して職責を果たしていくことが重要だ。「そのために必要なことは患者さんからの信頼だと思います。また、医師等の医療関係者からの信頼も重要と

なりますが、現状では薬のことはすべて薬剤師に相談しようとは必ずしもなっていないのではないのでしょうか。一方、平成26年に薬事法（現医薬品医療機器等法）が改正され、薬剤師の情報提供と指導の義務化が明記されました。薬剤師は薬の専門職として、医師同様の責任を持つことが明記されたわけです。これらのことは、個々の薬剤師が生涯学習により職能を高め、それを活かした実践による地道な努力により、薬剤師全体の評価・信頼を得ることの必要性を意味しているのです。患者さんから信頼される薬剤師になるためには、自己研鑽を積むことにより薬剤師として求められる

資質を充足すると共に十分な薬剤師職能を有し、自立して業務を遂行できる薬剤師にならねばなりません。そして、薬剤師が本来の役割を果たしていくためには、不断の学習としての生涯学習が必要と考えられます。すなわち、生涯学習により、地域で専門性を発揮し、人々の健康の不安を取り除き、信頼を獲得することが大切なのです。意識ある多くの薬剤師は生涯学習に励んでいると思われませんが、医療の進歩はめざましく、常に学習に励むことは必要です。当センターでは、新たな支援方策を実施し、その使命である薬剤師の生涯学習の支援を今後も行っていききたいと思います」。

薬剤師生涯研修の指標項目（自己診断用）（一部抜粋） 図3

- ◇ 本指標項目は、全職域にわたる薬剤師を対象とし、受講者が自ら研修すべき内容を選択したり、あるいは研修した内容を整理・確認するときの目安として用い、今後の学習計画の立案の参考とする。
- ◇ 学習方法は、受講（座学、e-ラーニング）、実習などである。
- ◇ (A)及び(B)には、各項目に1～10点を記入する。
(A-B)の値により相対的に重点を置くべき研修内容を自己判断する。

【項目】	【研修内容の例】	業務上必要度 (A)	現状達成度 (B)	自己学習必要度 (A-B)
倫理	一般倫理、医療倫理、研究倫理、患者の権利、利益相反			
医療保険・介護保険制度	診療報酬、調剤報酬、薬価基準、国民医療費、療養担当規則（薬担、療担）、介護保険			
業務関連の法規	法規全般（守秘義務等）、医薬品医療機器等法、薬剤師法、医療法、麻薬及び向精神薬取締法、PL法、毒物劇物取締法、個人情報保護法、臨床研究法			
調剤	服薬指導、調剤監査、疑義照会、処方監査、服薬モニタリングと評価、調剤過誤（薬剤関連事故）、後発医薬品の使用促進、調剤室管理（衛生、安全性、効率）			
製剤	薬局製剤、院内製剤、注射薬等調製・交付業務、滅菌法、無菌操作法、中心静脈栄養法、経腸栄養、体液・電解質管理、製剤台帳、製剤記録（管理）			
医療安全	医療過誤防止、業務手順書、ヒヤリ・ハット報告、医療安全情報、医薬品安全管理責任者、感染制御、ハイリスク薬			
医薬品情報・医療情報	医薬品情報全般、情報源（添付文書等）、診療情報（診療録、調剤録、レセプト情報等）収集と活用、医療用語・表現、医薬品リスク管理計画（RMP: Risk Management Plan）、治療ガイドライン、薬剤疫学、生物統計学、薬害、IT技術、薬剤経済			
薬学的管理・指導	薬歴管理、医師等医療従事者への情報提供、チーム医療、副作用モニタリング、POS、EBM、クリニカル・パス、薬薬連携、医薬品適正使用、処方解析、症例検討、QOL、ポリファーマシー対策			
コミュニケーション技術	接遇、カウンセリング、コミュニケーション（患者・医療従事者）、臨床心理学			
医薬品管理	品質管理全般、注射薬管理、製剤管理、治験薬管理、麻薬・向精神薬管理、血液製剤管理、毒劇薬管理、毒劇物管理、放射性医薬品管理			
医薬品試験	医薬品試験全般、規格試験、製剤試験、日本薬局方、バリデーション（分析）、体内薬物濃度測定法			